

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱

平成29年4月11日告示第27号

改正 令和3年3月25日告示第62号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、山ノ内町に新たなビジネス及び雇用を創出し、移住と雇用の促進を図るため、町外企業等が町内に新たにテレワークを実施するためのオフィスを開設する経費に対し、予算の範囲内で山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町外企業等 町内に本店、支店又は営業所等を有する事業者以外の法人及び個人事業主をいう。
- (2) テレワーク ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (3) テレワークオフィス 町外企業等が、町内の空き家・空き店舗・空き旅館（以下「空き家等」という。）を活用してテレワークを実施し、移住する従業員が勤務する事業所又は町外の個人事業主が移住するための住宅兼事務所（単なる営業店舗又は居住を主とする事務所は除く。）とし、同時に3人以上が業務を行える機能を有するものをいう。
- (4) 移住 町外に居住していた者が本町に転入し、住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に置くことをいう。

(補助対象経費等)

**第3条** 補助金の補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等	適用期間
(1) 空き家等の購入、改修又はテレワークに係る備品購入及びリースに要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、40万円を限度とする。	売買又は賃貸借契約後1年以内
(2) 空き家等及び駐車場の賃借料（敷金、礼金、権利金及び保証金を除く。）	補助対象経費の2分の1以内の額とし、月額3万円を限度とする。	事業開始又は機能移転から3年以内（最長3年間）
(3) インターネット接続費、ドメイン使用料等通信回線及び通信機器の使用料	補助対象経費の2分の1以内の額とし、月額2万円を限度とする。	事業開始又は機能移転から3年以内（最長3年間）

2 補助金の額は、前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助対象者)

**第4条** 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する町外企業等とする。

- (1) 空き家等を購入又は賃借してテレワークオフィスとして事業を展開する、又は既に展開していること。
- (2) テレワークオフィスに勤務する者が本町に移住されること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 国及び県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。
- (5) 町が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

- (1) 空き家等を売買又は賃貸借契約する者同士が2親等以内の親族である場合
- (2) 補助金の交付を受けようとする者又は当該企業の構成員が山ノ内町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者である場合
- (3) その他町長が補助対象者として適当でないと認める場合  
(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、対象年度ごとに町長に申請しなければならない。

（交付決定等）

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく決定に関し、必要な条件を付することができるものとする。

（変更申請及び承認）

**第7条** 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）に変更に係る関係書類を添えて町長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、事業の期間に変更が生じないもので、かつ、補助金の交付決定額の変更を伴わないものは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金変更決定承認（不承認）通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定前の事前着手）

**第8条** 申請者は、補助金の交付の決定がある前に事業に着手する場合は、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金事業事前着手届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

**第9条** 補助事業者は、補助対象事業の終了後1か月以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

**第10条** 町長は、前条に規定する実績報告後、内容を審査し補助金の額を確定したときは、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第11条** 前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付請求書（様式第8号）により、町長に補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定による交付請求書を受理した場合、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の管理）

**第12条** 補助事業者は、当該事業に係る実施状況及び補助金の執行を明らかにするための関係書類を5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

**第13条** 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1）事業の完了した日から起算して5年以内に、当該空き家等をテレワークオフィスとして活用しなくなったとき。

（2）この要綱の規定に違反し、違反するおそれがあるとき。

（3）その他町長が不適切と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、補助事業者が提出した書類に偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部を取り消し、交付額の全額を返還するよう命ずることができるものとする。

（補助金の返還）

**第14条** 町長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、同条第1項により取り消した場合は経過年数により別表に定める金額を、同条第2項の規定により全部を取り消した場合は全額を、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により、その全部又は一部を返還させることができるものとする。

2 前項の定めにより、補助金の全部又は一部の返還を命じられた補助事業者は、その決定に速やかに従わなければならない。

（その他）

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成29年4月11日から施行する。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に該当する者について適用し、施行日前に交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

補助金交付の日からの経過年数	補助金の返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

様式第1号 (第5条関係)

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

所在地又は住所  
 代表者名又は氏名 ⑥  
 (連絡先 ー )

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

なお、交付審査のために住民基本台帳及び町税収納状況資料を閲覧することに同意します。

記

テレワークオフィスの名称又は企業名等	(電話番号: )				
テレワークオフィスの所在地	山ノ内町大字				
開設(予定)年月日	年 月 日	所有者名 (賃貸の場合)			
テレワークオフィスで行う事業内容 (別紙可)					
従業員数(予定)	人	移住者数 (予定)	人		
補助 金対 象額 内訳 (円)	区 分	1年目	2年目	3年目	4年目
	(1)購入・改修費等		—	—	—
	(2)賃借料				
	(3)回線・機器使用料等				
	合 計				
	※初年度は年度ごと3年間の全体経費を記入し、2年目以降は該当年の欄のみ記入のこと。				

交付申請額	円（当該年の額）
着手予定年月日及び 完了予定年月日	着手予定年月日：           年    月    日 完了予定年月日：           年    月    日
振込先口座	金融機関： 口座種別： 普通・当座          口座番号： 口座名義カナ：
添付書類	(1) 会社の定款の写し（法人の場合） (2) 登記事項証明書（法人の場合） (3) 自身の事業を証明する書類（個人事業主の場合） (4) 許認可を伴う業種であれば許可証の写し (5) 空き家等に係る権利関係書類（登記簿、賃貸借契約書等）の写し (6) 空き家等の現況写真 (7) 図面（位置図、配置図、設備設置予定図他） (8) 改修を承諾する書類（賃貸借等の場合） (9) 納税の状況を証明する書類（転入者の場合、旧住所地のもの） (10) テレワークオフィス開設経費明細、見積書等（毎年） (11) その他町長が必要と認める書類  ※2年目以降（1）～（8）は変更があった場合のみ提出のこと ※（10）は毎年提出のこと

### 誓 約 書

私は、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金の交付にあたり、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に該当することを誓約します。

また、要綱同条第2項に該当しないことを誓約します。

なお、要綱第13条第1項の規定に該当し、補助金の交付決定の取り消しを受けた場合には、要綱第14条に基づき所定の補助金返還義務を負うことに異議ありません。

（申請者 自署）



様式第2号 (第6条関係)

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

山ノ内町指令第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 交付の可否

交付

(1) 交付決定額 金 円

内訳： (1)購入・改修費等 円

(2)賃借料 円

(3)回線・機器使用料等 円

(2) 交付の条件

- ① 補助対象事業は、本年度末までに完了してください。
- ② 補助金を受ける権利を、第三者に譲渡し又は担保にすることはできません。
- ③ やむを得ず事業を中止又は廃止しようとするときは、必ず届け出てください。
- ④ そのほか、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

不交付

(理由)

様式第3号（第7条関係）

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

所在地又は住所

代表者名又は氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金を下記のとおり変更（中止）したいので、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の理由

3 変更内容

（変更前）

（変更後）

4 変更後予定事業費

（見積金額）

円

5 変更後事業期間

年 月 日 ～

年 月 日

【添付書類】 変更内容の分かる書類等



様

山ノ内町長 ⑩

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金変更決定承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金変更承認申請については、審査の結果、下記のとおり承認（不承認）しましたので、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 変更の可否

承認

(1) 当初交付決定額 金 円  
内訳： (1)購入・改修費等 円  
(2)賃借料 円  
(3)回線・機器使用料等 円

(2) 変更後交付決定額 金 円  
内訳： (1)購入・改修費等 円  
(2)賃借料 円  
(3)回線・機器使用料等 円

不承認  
(理由)

様式第5号（第8条関係）

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金事業事前着手届出書

年 月 日

山ノ内町長 様

所在地又は住所

代表者名又は氏名

印

年 月 日付けで申請の山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金に係る事業について、下記理由により交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は一切申し立てません。

記

1 事業の名称

2 着手予定年月日 年 月 日

3 交付決定前着手を必要とする理由

注：事業を実施する年度の始まりの日より前に支出された経費については、交付の対象となりませんので、ご注意願います。

様式第6号 (第9条関係)

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金実績報告書

年 月 日

山ノ内町長 様

事業所名

所在地又は住所

表者名又は氏名

印

年 月 日付け 山ノ内町指令 第 号で交付決定を受けた山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金に係る事業が完了したので、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

サテライトオフィスの所在地		山ノ内町大字	
開設年月日		年 月 日	所有者名 (賃貸の場合)
事業実施内容 (別紙可)			
従業員数		人	移住者数 人
交付決定額		円	
補助 金対 象額 内訳 (円)	区 分	支払額(円)	補助額(円)
	(1)購入・改修費等		
	(2)賃借料		
	(3)回線・機器使用料等		
	合 計		
着手年月日及び 完了年月日		着手年月日： 年 月 日 完了年月日： 年 月 日	
添付書類		(1) テレワークオフィス開設経費明細 (2) 支払領収書等の写し又はこれに代わる証拠書類 (3) 完了時の写真 (4) 施工箇所などが分かる平面図等の図面 (5) 住民票の写し(申請後に町内に住所を有したもの) (6) その他町長が必要と認める書類	

山ノ内町達第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長 ⑩

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金事業については、審査の結果、事業が適合すると確認したので、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第10条の規定により補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号 (第11条関係)

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金請求書

年 月 日

山ノ内町長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 山ノ内町達第 号で確定を受けた山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金について、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	1 普通預金	2 当座預金	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様

山ノ内町長

印

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 山ノ内町達第 号で交付確定をした山ノ内町テレワーク  
オフィス開設支援事業補助金について、下記の理由により交付決定の全部又は一部を取り消  
したので、山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき  
通知します。

記

1 事業の名称

2 交付確定額 金 円

3 取消額 金 円

4 取消後交付確定額 金 円

5 取消理由

年 月 日

様

山ノ内町長

印

山ノ内町テレワークオフィス開設支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 山ノ内町達第 号で交付確定をした山ノ内町テレワーク  
オフィス開設支援事業補助金の全部又は一部を取り消したので、山ノ内町テレワークオフィ  
ス開設支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を  
命ずる。

記

1 事業の名称

2 交付確定額 金 円

3 返還すべき金額 金 円

4 返還期限 年 月 日

5 返還理由

6 返還方法 山ノ内町発行の納入通知書（納付書）により納付